

福岡市公報

令和 8 年 3 月 30 日 第7223号(別冊 5)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
消 防 局	
○福岡市消防局公印規程の一部改正（訓令甲第 1 号）	1
○福岡市消防職員の勤務等に関する規程の一部改正（訓令甲第 2 号）	1
○福岡市消防職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程の一部改正（訓令甲第 3 号）	2
○福岡市消防活動基本規程の一部改正（訓令甲第 4 号）	2

消 防 局

福岡市消防局訓令甲第 1 号

福岡市消防局公印規程（昭和38年福岡市消防局訓令甲第 4 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市消防局長 牧 田 哲 治

別表第 1 中「人事課長」を「労務課長」に改める。

福岡市消防局訓令甲第 2 号

福岡市消防職員の勤務等に関する規程（昭和26年福岡市消防局訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市消防局長 牧 田 哲 治

第 3 条の 2 第 2 項中「、予防部防災センター」を「及び予防部防災センター」に改め、「及び早良消防署警備課の職員（救急係の職員のうちから所属長が指定した者に限る。）」を削る。

第 8 条中「人事課長」を「労務課長」に改める。

別表警防部警防課の職員（機動救助係の職員に限る。）、警防部救急課の職員（救急需要対策係の職員のうちから所属長が指定した者に限る。）及び消防署警備課の職員（早良

